

2025 年 10 月 1 日

吸収分割に係る事後備置書類

(分割会社：会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書類)

(承継会社：会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 201 条に基づく書類)

(分割会社) 東京都港区港南二丁目 15 番 2 号

株式会社大林組

代表取締役社長 兼 CEO 佐藤 俊美

(承継会社) 東京都千代田区有楽町 2 丁目 10 番 1 号

株式会社エンゼルフォレストリゾート

代表取締役社長 田中 耕介

株式会社大林組（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社エンゼルフォレストリゾート（以下「承継会社」といいます。）は、2025 年 3 月 19 日付で締結した吸収分割契約に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、分割会社が運営する静岡県賀茂郡東伊豆町所在の大林伊豆熱川別荘地の管理事業に関する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

本件吸収分割に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条及び会社法施行規則第 201 条に基づき開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2025 年 10 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求について（会社法第 784 条の 2）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第 785 条）

本吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求について（会社法第 787 条）

分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2025 年 6 月 6 日付で官報公告及び同日付の電子公告を行いましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過

(1) 吸収分割をやめることの請求について（会社法第 796 条の 2）

該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求について（会社法第 797 条）

承継会社は、株主に対し、会社法第 797 条第 3 項に基づく通知（ただし、後記 6.（1）記載の臨時株主総会招集通知による。）を行いました。が、株式買取を請求した株主はありませんでした。

(3) 債権者の異議について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項に基づき、本件吸収分割に異議のある債権者は一定の期間内にこれを申し出るよう 2025 年 6 月 6 日付で官報公告及び同日付の電子公告を行いました。が、所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、分割会社から 2025 年 3 月 19 日付で締結した吸収分割契約書に記載の事業に関する資産、負債その他の権利義務を引き継ぎました。分割会社から引き継いだ資産及び負債の額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：2,977 百万円（概算値）

承継負債の額：なし

5. 本件吸収分割に係る変更の登記の日

2025 年 10 月 1 日（予定）

6. 前各項に掲げるもののほか、本件吸収分割に関する重要な事項

(1) 承継会社は、会社法第 795 条第 1 項の規定に基づき、2025 年 7 月 15 日開催の臨時株主総会における決議により、吸収分割契約の承認を得ております。

(2) 本件吸収分割に伴う、承継会社の資本金ならびに資本準備金の額の増減はありません。

以 上